

1 地震災害対策計画及び風水害等対策計画

(1) 愛知県地域防災計画の修正内容と整合を図るもの

ア 国土強靱化基本計画との調和 (地震新旧 P1、風水害等新旧 P1)

地域防災計画の国土強靱化に関する部分は、国が策定した「国土強靱化基本計画」と調和を保つ旨を追記

イ 個人備蓄量の修正 (地震新旧 P8、9、風水害等新旧 P5)

個人備蓄量について、「最低 3 日分」から「3 日以上(可能な限り 1 週間分程度)」に修正

ウ 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備、及びハザードマップの作成・周知 (地震新旧 P14、風水害等新旧 P11)

土砂災害の情報伝達方法、避難施設情報、要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難等に関する事項を定める旨を記述。また、ハザードマップを作成し、住民に周知する旨を追記

エ 電気通信事業者及び移動通信事業者の措置の整理

(地震新旧 P15、風水害等新旧 P49)

西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社 N T T ドコモ、K D D I 株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社の措置を明確化

オ 避難行動の促進対策の整理 (地震新旧 P21、風水害等新旧 P7)

空振りをおそれない避難勧告等の判断基準の明確化、災害情報システム（Lアラート）による報道機関等を通じた市民への情報提供、指定緊急避難場所の指定等による対策を追記

カ 「愛知県避難所運営マニュアル」に基づく避難所の管理運営

(地震新旧 P36、風水害等新旧 P17)

愛知県が平成 27 年 3 月に作成した「愛知県避難所運営マニュアル」に基づく避難所の管理運営を行う旨を記述

キ 応急仮設住宅の設置に係る措置の整理 (地震新旧 P40、風水害等新旧 P41)

応急仮設住宅の設置における市及び愛知県の措置を明確化し、記述内容を一新

ク 遺体の検視の定義の整理 (地震新旧 P44、風水害等新旧 P45)

遺体の「検視（見分）」から「検視（調査）」へ定義を整理し、「調査」の意味を明確化

ケ 災害廃棄物処理計画の策定 (地震新旧 P52、風水害等新旧 P54)

環境省の災害廃棄物対策指針を参考に、平常時において市災害廃棄物処理計画を策定する旨を追記

(2) 当市の防災体制の見直し内容を反映するもの

ア (一社)春日井市薬剤師会との覚書締結による災害時医療用医薬品の備蓄体制の整備(地震新旧 P9、風水害等新旧 P6)

(一社)春日井市薬剤師会の協力により、各会員薬局において、日頃から災害時医療用医薬品の備蓄を行う旨を追記

イ 災害対策本部を設置する部屋の変更(地震新旧 P28、風水害等新旧 P18)

市庁舎 6 階研修室から同階災害対策室(資機材常設)へ部屋を変更

2 原子力災害対策計画(愛知県地域防災計画の修正内容と整合を図るもの)

(1) 情報伝達における災害情報システム(Lアラート)の活用(原子力新旧 P3)

情報伝達体制において災害情報システム(Lアラート)を活用する旨を記述

(2) 県外からの避難者の受入に関する県の措置の追加(原子力新旧 P3、5)

原子力災害対策指針の改正による E A L の枠組みを修正(沸騰水型軽水炉、加圧水型軽水炉、ナトリウム冷却型高速炉等のそれぞれの判断基準を記述。警戒事態→施設敷地緊急事態→全面緊急事態)

(3) 環境放射線モニタリング結果の公表に係る県の措置の追加(原子力新旧 P4)

結果の公表にあたり測定結果の妥当性に留意する旨を追記